

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「よりよい内容、よりよいサービス」をモットーに、食の安全・安心はもとより、経営の効率・健全化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すこと、また、株主様の権利確保に努め、お客様、従業員、取引先等の株主様以外のステークホルダーとの協働・対話に努めるとともに、透明性の高い情報開示を積極的に行うことを取締役会の責務とし、さらに、経営陣に対する客観的な立場から、実効性の高い監査を行うことで、更なるコーポレートガバナンスの充実に図っていくことを基本方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称        | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------|----------|-------|
| 一般財団法人福島育英会   | 490,000  | 18.64 |
| 三井不動産株式会社     | 417,500  | 15.88 |
| 学校法人根津育英会武蔵学園 | 388,800  | 14.79 |
| 根津公一          | 131,672  | 5.01  |
| 株式会社みずほ銀行     | 120,000  | 4.56  |
| 高島和憲          | 75,300   | 2.86  |
| サッポロビール株式会社   | 60,000   | 2.28  |
| アサヒビール株式会社    | 60,000   | 2.28  |
| 精養軒従業員持株会     | 50,417   | 1.91  |
| 富国生命保険相互会社    | 32,400   | 1.23  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ    |
| 決算期                 | 1 月          |
| 業種                  | サービス業        |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 9 名    |
| 定款上の取締役の任期             | 2 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 5 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名    |

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 古屋勝彦 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 根津公一 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                               | 選任の理由                          |
|------|------|------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 古屋勝彦 |      | 株式会社松屋の名誉会長を務めており、同社は当社の出店先であります。                          | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を経営に反映させるため。 |
| 根津公一 |      | 株式会社東武百貨店の名誉会長を務めております。また、当社の大株主学校法人根津育英会武蔵学園の理事長を務めております。 | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を経営に反映させるため。 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 3名     |
| 監査役の数      | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役3名は、四半期毎に、有限責任あずさ監査法人より意見を聴取し、また、当社内部監査室より財務報告及び財務報告に係る内部統制の有効性に関する報告を受け、必要があればその都度協議し、公正な監査体制を確立しております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 1名     |

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 幸山 守 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 江藤史朗 | その他   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- 会社との関係についての選択項目
  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  
d 上場会社の親会社の監査役
  
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  
m その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明            | 選任の理由                                                                                                                       |
|------|------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幸山 守 |      | 公認会計士幸山守事務所の所長を務めております。 | 公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な見識を、当社の監査に反映するため。                                                                              |
| 江藤史朗 | ○    | ――                      | 各種危機管理に関する情報収集・分析・対処の専門的な知識と豊富な経験を、当社の監査に反映するため。また、同氏と当社との間には意思決定に対して影響を与えうる取引関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないことから、当社の独立役員として選任しております。 |

【独立役員関係】

|        |    |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 1名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する<br>施策の実施状況 | 実施していない |
|-------------------------------|---------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

当社現行の取締役報酬制度は、取締役にとって職務遂行に適した制度と考えております。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |    |
|--------------|----|
| 該当項目に関する補足説明 | 更新 |
|--------------|----|

【取締役及び監査役の報酬等の額】  
取締役7名 89,037千円(うち社外取締役2名 4,050千円)  
監査役3名 12,204千円(うち社外監査役2名 5,400千円)  
(注)  
1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2.上記の金額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額として19,189千円(取締役7名に対し17,854千円、監査役3名に対し1,335千円)が含まれております。  
3.取締役の報酬限度額は平成19年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1億8百万円以内と決議いただいております。  
4.監査役の報酬限度額は平成19年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1千8百万円以内と決議いただいております。

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針<br>の有無 | あり |
|--------------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

役員報酬額は、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会で協議、決定しております。  
また、監査役報酬についても、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会で協議、決定しております。  
なお、取締役の報酬限度額は平成19年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1億8百万円以内、監査役の報酬限度額は平成19年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1千8百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

主に総務部総務課のスタッフがこれにあたり、情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、取締役会規則に従い、経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。この他に、毎週1回常勤取締役による情報交換会を開催しており、必要に応じて各セクション長を出席させ、各部署への情報伝達を行っております。また、毎月常勤役員で構成する経営会議を開催しており、取締役それぞれの役割分担を明確化して職務にあたっております。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、各取締役会及び毎月1回の経営会議に出席するなど、取締役に対する監視機能が発揮できる体制にしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しておりますが、監査役の機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                     |
|-----------------|------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 決算期が1月末日であり、株主総会の開催が集中する月を避ける結果となっております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                  | 補足説明                                                         | 代表者<br>自身に<br>よる説<br>明の有<br>無 |
|------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| IR資料のホームページ掲載    | 決算短信(四半期決算短信を含む)、有価証券報告書、決算説明資料等を、当社ホームページのIR情報サイトに掲載しております。 |                               |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経理部経理課                                                       |                               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### < 内部統制システムの整備状況 >

内部統制システム確立のために内部監査室を設置し、また、すべての役員・従業員が法令の遵守はもとより、企業倫理に則った行動をするために、定例・臨時の経営会議や全体会議において、情報の伝達や意見交換を行っております。

#### < 内部統制システム構築の基本方針 >

当社は、平成18年7月5日開催の取締役会において決議された、「内部統制システム構築の基本方針」を、平成27年12月11日開催の取締役会で一部改定を行いました。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

##### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議などの取締役の業務執行状況については、議事録に情報を記し諸規程の整備と充実を図り、これに従って適切な保存・管理を行う。

##### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスクを把握し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況について経営会議に報告し、必要に応じて規程の制定と従業員への教育を行う。また、不測の事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機への対応を速やかに実施し、事業への影響を最小限にとどめる体制を構築する。

##### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に従い、重要事項の決定を行う。この他に、常勤役員で構成する経営会議を開催し、取締役それぞれの役割分担を明確化して職務執行の効率性を確保する。

##### 4. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

コンプライアンスの基本理念に基づき、内部統制システムの構築及び整備の充実を図るとともに、取締役及び従業員への周知・教育を行う。また、監査役はこの内部統制システムの機能と有効性を監査する。

##### 5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、その要請に応じて担当者を置くこととする。また、当該担当者の人事は監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

##### 6. 監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

従業員は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務の必要な範囲内において、取締役及び他の従業員の指揮命令は受けないものとする。

##### 7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は会社経営の重要事項及び事業運営上の業務執行の状況について監査役に定期的に報告する。また、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項が発生した場合、あるいは取締役及び従業員の不正を発見した場合は監査役に速やかに報告する。なお、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。

##### 8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いなどの請求については、協議の上、職務の執行に必要であると認められた場合、当該費用又は債務の処理に応ずる。

##### 9. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見交換する。また、監査法人及び内部統制責任者から、それぞれ会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について適宜情報交換を行う。

#### < リスク管理体制の整備状況 >

当社を取り巻く様々なリスクを把握し、スピーディーな対応をすることが重要であり、組織的な対応をしております。

定例ないし臨時の取締役会や各部・各店責任者による全体会議において、リスク情報や対策を迅速に社内へ伝達しております。

監査役や顧問弁護士等の意見を積極的に受け入れ、経営に対する牽制機能が働く仕組みを構築しております。

また、当社は食の安全と衛生管理の重要性を鑑み、食材の発注から納入時まで、仕入部により徹底的な管理をしております。さらに、食品衛生には、社団法人東京都食品衛生協会から定期的に衛生指導を受け、万全な体制をしいております。

#### < 内部監査及び監査役監査の状況 >

当社は内部監査室を設置(室長1名、室員若干名)し、コンプライアンス経営を重視しております。

役員・従業員が法令・定款を厳守することはもとより、企業倫理に則った行動をするために、

定期的に全社的な内部統制及び業務プロセスに係る監査(決算業務監査を含む)を実施し、

社長及び監査役並びに関係部門に報告しております。

監査役3名(うち社外監査役2名)は監査役会を構成し、取締役会及び経営会議への出席により経営監視維持を果たし、

また、内部監査室及び会計監査人と随時相互に情報交換を行い連携を図っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### < 反社会的勢力排除に向けた基本方針 >

当社は、社会の秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力からの不当な

要求に対しては組織として毅然とした姿勢で対応を行う。

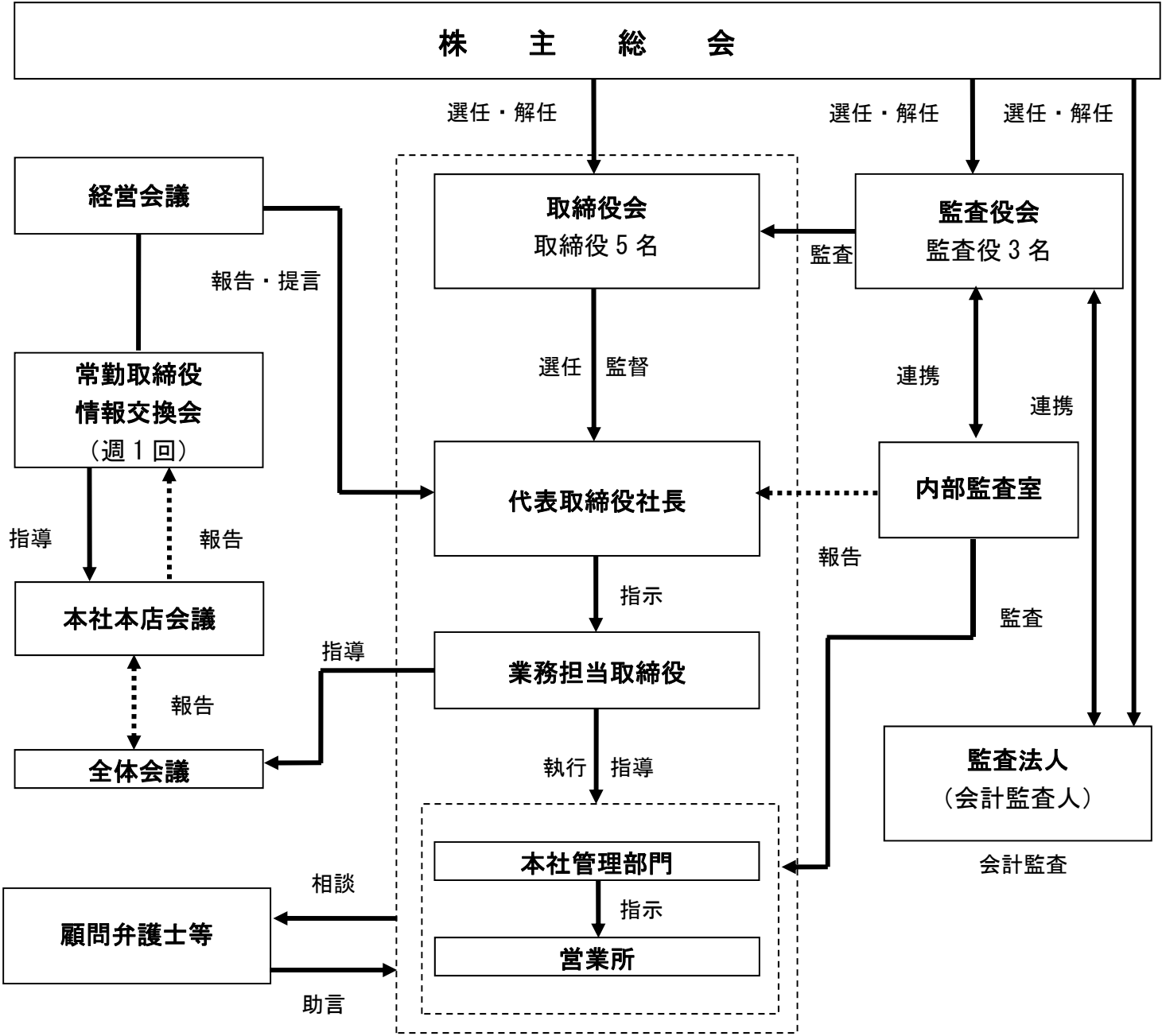
## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



会社情報等の適時開示に係る社内体制の状況について

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則等に従って適時開示すべき情報を取扱っております。

2. 会社情報に適時開示に係る社内体制の状況

当社は、情報開示担当役員が会社情報を統括管理いたします。当社で発生した事実は、当該部署の責任者から速やかに情報開示担当役員に報告され、関係部署と適時開示要否を慎重に検討するとともに、当該内容を代表取締役社長に報告の上、開示が必要と判断したときには直ちに適時開示を行います。また、決定事実及び決算に関する情報については、取締役会の決議後速やかに当該内容を適時開示します。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制

